

三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド

「日経アジア300指数」公表開始や「深圳・香港の株式相互取引」解禁により、あらためて注目される中国株式市場

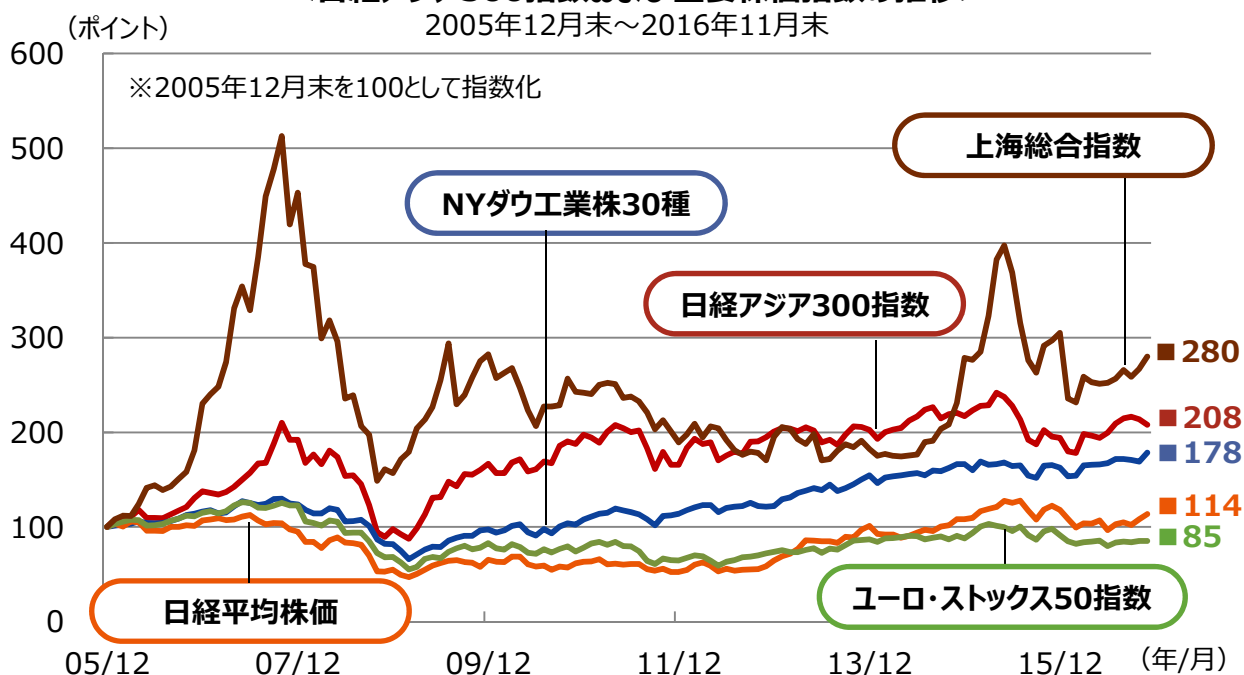


- 12月1日、日本経済新聞社（以下、日経）はアジアの有力上場企業約300社を対象にする新しい株価指数「日経アジア300指数」の算出・公表を始めました。新指数は、日経が時価総額や成長性などを基準に選んだ、日本を除くアジア11か国・地域の有力企業で構成されています。“**活気にあふれるアジアの企業や市場の動き**”を世界の投資家にわかりやすく伝えることなどが目的とされています。
- 2016年11月末の「日経アジア300指数」は、2005年12月末対比で約108%の上昇となりました。これは、同期間で比較した日本や欧米の主要株価指数を上回るパフォーマンスです。こうした力強い上昇の背景には、**経済発展で拡大する中間所得層の台頭、それに伴う消費力の拡大を追い風に、企業が成長している**ことが挙げられます。中でも、社会インフラや通信、不動産など長期的な「国作り」を担う企業の成長が続いています。そうした業種を中心に、過去5年で株価が倍になった銘柄も多くあり、アジアの成長が株価に反映されている一端がうかがえます。
- アジア株式への注目が増す中、中国では、株式市場の対外開放が進められており、今後も株式市場の対外開放は徐々に進展する見込みです。中長期的には、海外投資家の厳しい目にさらされることで個々の中国企業が鍛えられ、市場全体が洗練される、そして、それが更に中国への資金流入を促すという好循環の実現も期待されます。

指数の動きから伝わるアジアの躍動感

<日経アジア300指数および主要株価指数の推移>

2005年12月末～2016年11月末



(ご参考)
経済
成長率

| | 中国 | アジア新興国 | 新興国全体 | 米国 | 日本 |
|------------|------|--------|-------|------|------|
| 2016年 (予想) | 6.6% | 6.5% | 4.2% | 1.6% | 0.5% |
| 2017年 (予想) | 6.2% | 6.3% | 4.6% | 2.2% | 0.6% |

*予想はIMFの2016年10月時点のもの。アジア新興国、新興国全体の区分はIMF基準

(注) 株価は現地通貨ベース。日経アジア300指数は米ドルベース。

(出所) 日本経済新聞社、BloombergおよびIMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

大きな可能性を秘める成長市場「アジア」

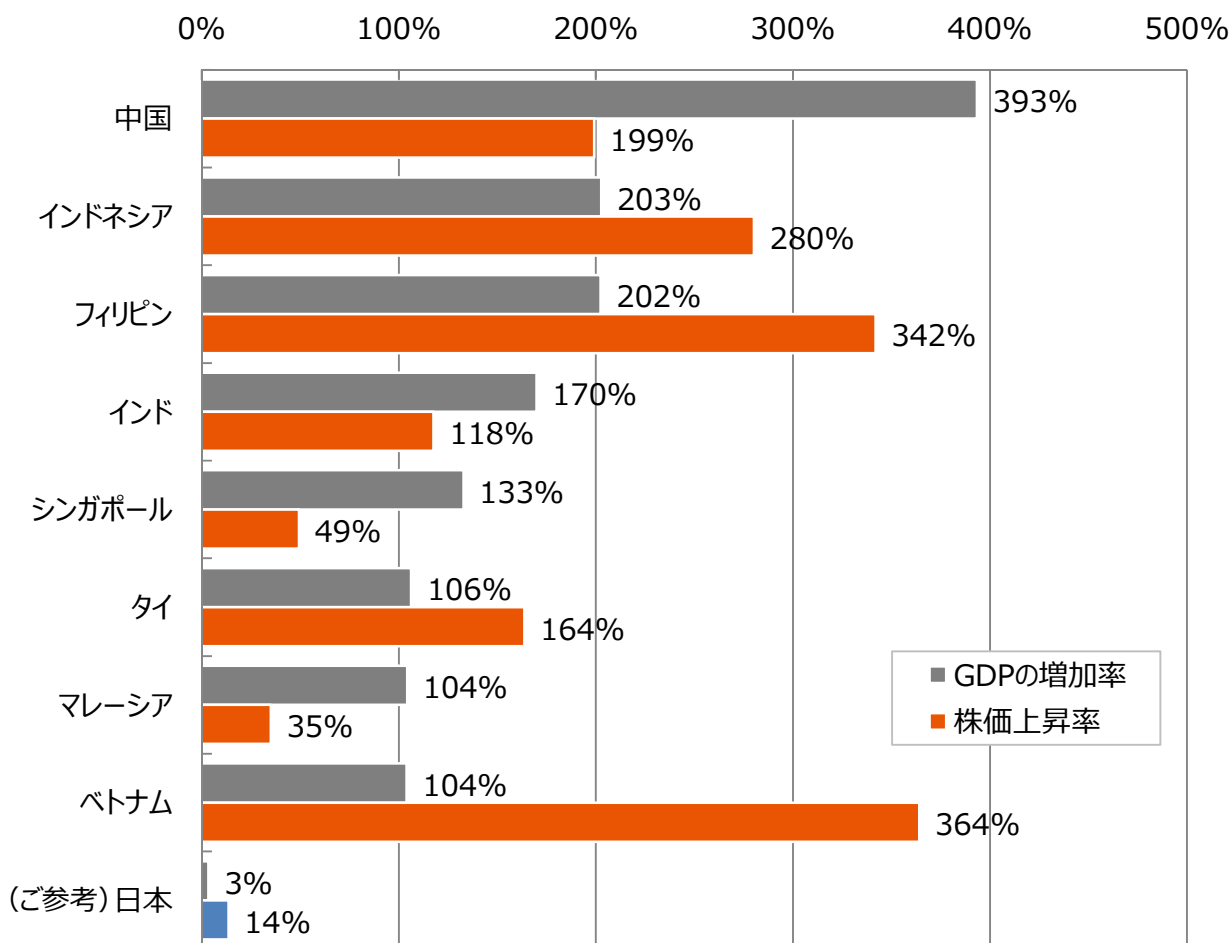
- 「日経アジア300指数」を構成する国・地域の株価指数も、堅調に推移しています。各国・地域の経済規模が急速に拡大しており、株価もそれに連動するような動きになったものと考えられます。
- 主なアジア各国・地域の株価上昇率（2005年12月末*から2016年11月末）とGDPの増加率（2005年*から2016年）を比較したものが下図です。株価上昇率が大きかったのが、ベトナムとフィリピンです。ベトナムの株価上昇率はGDP増加率の3.5倍、フィリピンは1.7倍の上昇となりました。経済統合を進めたASEAN域内の企業への成長期待などが株価の押し上げに寄与したとみられます。先進国であるシンガポールや、資源安などの影響を受けたマレーシアを除けば、各国の株価とGDPはほぼ2倍以上に増大しました。
- **2020年のアジア（除く日本）のGDPは約58兆米ドル**と、2016年比で約1.4倍に増加する見込みです。アジアは、今後も大きな可能性を秘める成長市場といえそうです。**

*ベトナムは、株価上昇率が2008年12月末、GDPの増加率が2008年からのデータ。

**IMF予想。GDP総額は香港、シンガポール、台湾、韓国に加えてアジア新興国（IMF基準）の合計値。
（出所）IMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<主なアジア各国・地域の株価上昇率およびGDPの増加率>

株価上昇率：2005年12月末～2016年11月末、GDPの増加率：2005年～2016年



(注1) ベトナムは、株価上昇率が2008年12月末、GDPの増加率が2008年からのデータ。

(注2) 各国・地域の株価指数は、「日経アジア300指数」の各国・地域別指数（米ドルベース）。日本は日経平均株価。

(注3) 2016年のGDPはIMF予想。

(出所) 日本経済新聞社、BloombergおよびIMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

New

中国エクセレント・カンパニーへの投資機会が拡大

2016年12月
「深圳・香港、株式相互取引」解禁！中国本土株の投資の売買活発化に期待
海外投資家にとって、深州市場の中国優良企業への
投資の選択肢が拡大しました

- 12月5日から、中国深圳と香港の証券取引所間で株式の売買注文を取り次ぐ相互取引を開始しました。2014年11月に上海と香港市場間で始まった相互取引に次ぐ取引となります。
- 中国本土の投資家は上海市場に加え、深州市場を経由することで対象銘柄が増加することになり、人民元建て以外の株式に投資する道がさらに開けました。一方、海外投資家の中国本土株投資には制限がありますが、今後は特別な資格がなくても深圳上場の人民元建て株式に投資できるようになりました。

注目される新興企業に注目

- 深圳株式市場は、成長が見込まれる民間企業が多く上場しています。例えば、珠海格力電器や美的集団等の電機大手のほか、京東方科技集団といったIT（情報技術）企業が上場しています。こうした企業はこれまで海外投資家は取引できませんでした。深圳との相互取引の解禁は**MSCI新興国市場指数への採用など国際的な株価指数への中国株の組み入れにも追い風**となり、年金基金などの海外の機関投資家による中国株投資を後押しすることも期待されます。 ※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄を推奨するものではありません。
- 中国企業の成長性やグローバル展開を見据え、海外から徐々に資金が流入すると期待されます。

＜株式相互取引のイメージ＞

| | 上海市場 | 深州市場 | 新制度 (2016年12月5日から) 中国・香港の資本取引の自由化前進により 深圳・香港間で相互株式取引開始 |
|-----------------------------------|---|---|---|
| 市場の特徴 | 重厚長大産業や金融セクターが中心 鉄鋼、金融、エネルギー等の国有企業のウエイトが高い | インターネット関連などベンチャー企業が多い 電気機器、IT、ヘルスケア等の新興・民間企業が数多く上場 | |
| 対象銘柄数 | 569 | 881 | |
| 対象銘柄の時価総額計 (全市場に対する割合) | 21.8兆元 (85%) | 15.0兆元 (74%) | |
| 対象銘柄の1日当たり 売買代金 (全市場に対する割合) | 1,370億元 (68%) | 2,300億元 (68%) | |
| 1日当たり買い越し 金額の上限 | 130億元(約1,980億円) | | |
| 取引開始時期 | 2014年11月17日 | 2016年12月5日 | |

(注) 時価総額（同全市場に対する割合）、1日当たり売買代金（同全市場に対する割合）は2016年7月現在。香港証券取引所推計。
(出所) 香港証券取引所等の資料から三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

運用実績 (2016年11月30日現在)

＜基準価額の推移＞



＜分配実績＞

| 決算 | — | 2014年10月 | 2015年10月 | 2016年10月 | 設定来累計 (2016年11月30日まで) |
|-----------------------|----------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------------|
| | 第1～12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | |
| 分配金 (対前期末基準価額比率) | 14,400 円 (144.0%) | 1,200 円 (9.3%) | 1,800 円 (14.4%) | 1,000 円 (7.0%) | 18,400 円 (184.0%) |
| 騰落率 (税引前分配金再投資ベース) | 258.8% | 6.6% | 28.9% | -12.7% | 355.2% |

(注1) データは2001年10月22日(設定日)～2016年11月30日。

(注2) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注3) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(1万口当たり、税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注4) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(1万口当たり、税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～12期および設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(1万口当たり、税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注5) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資利回りとは異なります。また騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは7～8ページをご覧ください。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ポートフォリオの状況（2016年11月30日現在）

<資産構成比率（%）>

| | 比率 |
|----------|-------|
| 株式 | 89.5 |
| H株 | 17.9 |
| レッドチップ | 7.3 |
| 香港その他 | 12.0 |
| 上海・深センA株 | 40.2 |
| 上海・深センB株 | 0.4 |
| その他 | 11.7 |
| リート | 0.0 |
| A株連動債券 | 0.0 |
| 先物等 | 0.0 |
| 現金等 | 10.5 |
| 合計 | 100.0 |

<株式業種構成（%）>

| | 組入上位10業種（%） | 比率 |
|----|------------------|------|
| 1 | ソフトウェア・サービス | 15.3 |
| 2 | 銀行 | 11.0 |
| 3 | 保険 | 7.8 |
| 4 | 資本財 | 6.0 |
| 5 | 食品・飲料・タバコ | 6.0 |
| 6 | 医薬品・バイオテクノロジー | 5.5 |
| 7 | テクノロジー・ハードウェア・機器 | 4.8 |
| 8 | 消費者サービス | 3.9 |
| 9 | 不動産 | 3.4 |
| 10 | 耐久消費財・アパレル | 3.3 |

※業種はGICS（世界産業分類基準）による分類です。

<組入通貨（%）>

| | 組入通貨 | 比率 |
|---|--------|------|
| 1 | 中国元 | 40.2 |
| 2 | 香港ドル | 37.6 |
| 3 | アメリカドル | 11.7 |

<組入上位10銘柄（%）>

（組入銘柄数 59）

| | 銘柄名 | 市場業種 | 比率 | コメント |
|----|-------------------|--------------------|-----|---|
| 1 | テンセント | 香港 ソフトウェア・サービス | 8.4 | 中国最大手のインスタント・メッセージング（IM）ベンダー。インターネット及びスマートフォン向け付加価値サービス、オンライン広告が主な収益源。若いユーザーから圧倒的な支持を集めており、IMのアクティブユーザー数は2015年末時点で8.53億人に達している。 |
| 2 | 平安保険 | H株 保険 | 4.5 | 1988年に深セン市で創業した民営企業であり、生命保険では中国人寿保険に次ぐ中国第2位。国際経験豊かなマネジメントと知名度及び好感度の高いブランド、各種金融商品のクロスセリング等に強み。 |
| 3 | アリババ・グループ・ホールディング | その他 ソフトウェア・サービス | 4.2 | 中国のインターネット通販最大手。個人間取引を仲介する淘宝网（タオバオ）と、企業と個人間の取引の場である天猫（Tモール）の運営を中核とする。インターネット関連企業・事業等の買収を通じ、積極的に事業分野を拡大。日本のソフトバンクが出資している。 |
| 4 | 上海浦東発展銀行 | 上海A株 銀行 | 4.0 | 1992年設立の大手商業銀行で、上海に本拠を置く。上海のほか、浙江省、江蘇省など、中国の東部を中心に事業展開している。1999年に上海株式市場に上場。世界最大の携帯電話事業者である中国移动が資本参加していることでも知られる。 |
| 5 | 貴州茅台酒 | 上海A株 食品・飲料・タバコ | 3.2 | 中国の大手酒造メーカー。良質の水と原材料に恵まれた貴州省茅台（マオタイ）鎮を拠点に、世界3大蒸留酒の一つとされる茅台酒を生産する。茅台酒は「国酒」とも呼ばれている。 |
| 6 | 北京銀行 | 上海A株 銀行 | 3.0 | 1996年設立の大手商業銀行で北京に本拠を置く。インターネットを利用した金融サービスの開発に積極的で、小米やテンセントなどの提携も進めている。2007年に上海証券取引所に上場した。筆頭株主はオランダのING銀行。 |
| 7 | 百度 | その他 ソフトウェア・サービス | 2.7 | 中国のインターネット検索エンジン最大手。ウェブサイトの検索のほか、動画や音楽ファイルなどの検索が強味で、中国のインターネットユーザーから圧倒的な支持を得ている。 |
| 8 | Cトリップ | その他 小売 | 2.7 | 中国のオンライン旅行代理店最大手。自社サイトやコールセンターを通じて航空券やホテルの予約サービスを提供するほか、パッケージツアーも販売する。中国における中長期的な旅行需要の拡大やインターネット普及率の拡大は大きなビジネスチャンス。 |
| 9 | 瀘州老窖 | 深センA株 食品・飲料・タバコ | 2.5 | 中国の大手酒造メーカー。四川省瀘州の老窖（古い穴蔵）で醸造することが名前の由来で、同社の白酒は「中国四大白酒」の一つとされる。近年は、政府機関や国有企業など官需依存を減らし、民間の中間層への販売を強化している。 |
| 10 | 中国人寿保険 | H株 保険 | 2.5 | 中国最大の生命保険会社。主力は個人向け生保業務で、競争が激化している大都市だけではなく、全国で広い営業店舗のネットワークを持っていることが同社の強み。 |

※組入銘柄の紹介を目的としており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。また、記載内容は作成時点のものであり、将来予告無く変更されることがあります。

※記載されている数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。

※記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全てファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

※上記のデータは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの特色

1. ニュー・チャイナ・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に中国国内で事業展開している企業の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
2. エクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
中国国内で事業展開している企業の中から、中長期的な運用視点に基づき、各業種毎に競争力の強いエクセレント・カンパニーに厳選して投資します。
3. 新規公開企業にも選別投資します。
中国を代表する企業の新規公開にも着目し、選別投資することにより、より高い収益確保を狙います。
4. 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
5. 運用にあたってはスミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン） リミテッド（注）の投資助言を受けます。
（注）主として、中国と周辺地域における個別銘柄リサーチ情報および投資環境分析情報を委託会社に提供します。

- ※ 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- ※ 中国の取引所に上場している株式の値動きに連動する証券を組み入れることがあります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。景気のダウンサイドリスクやカントリーリスクに対しては、株式組入比率による調整に加え、株価指数先物等を利用することもあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資については、QFII（適格国外機関投資家）制度上の回金規制の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受け付けを中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただくことがあります。
- QFIIが中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、2014年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税務総局および中国証券監督管理委員会より公表されています。その他関連する中国の法令・通達および日中間における租税条約は、現状存在しません。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- 中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。QFIIに対する中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。
- 中国政府当局により、三井住友アセットマネジメントがQFIIの認可を取り消された場合、人民元建の株式（上海A株、深センA株）への投資が困難あるいは不可能となることがあります。
- 上海・香港株式相互取引制度においては、QFII制度と異なり、中国当局の認可が不要で、回金制限もありません。ただし、上海証券取引所に上場するA株のうち、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されています。また、取引通貨はオフショア人民元となり、中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

お申込みメモ

購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

信託期間

無期限です。（信託設定日：2001年10月22日）

決算日

毎年10月20日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は、作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

香港の取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.24% (税抜き3.00%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.944% (税抜き1.80%)の率を乗じた額です。
 - その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

| | |
|------|---|
| 委託会社 | <p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p> |
| 受託会社 | <p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p> |
| 販売会社 | <p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p> |

販売会社

| 販売会社名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融商品取引業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 投資信託協会 | 備考 |
|----------------|---------------------------|---------|---------------------|-----------|---------------------|------------------|----|
| 藍澤證券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第6号 | ○ | | ○ | | | ※1 |
| 池田泉州ＴＴ証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号 | ○ | | | | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号 | ○ | | | ○ | | |
| SMBＣ日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| SMBＣフレンド証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第40号 | ○ | ○ | | | | |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号 | ○ | | | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号 | ○ | ○ | ○ | | | |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号 | ○ | | | ○ | | |
| 木村証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号 | ○ | | | | | |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号 | ○ | ○ | | | | |
| ぐんぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号 | ○ | | | | | |
| スターツ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第99号 | ○ | | | | | |
| 大熊本証券株式会社 | 金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号 | ○ | | | | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号 | ○ | | | | | |
| ちばぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第114号 | ○ | | | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号 | ○ | | | | | |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号 | ○ | | | | | |
| 西日本シティＴＴ証券株式会社 | 金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号 | ○ | | | | | |
| 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号 | ○ | | | ○ | | |
| 野村証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 浜銀ＴＴ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号 | ○ | | | | | |
| ばんせい証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第148号 | ○ | | | | | |
| ひろぎんウツ屋証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号 | ○ | | | | | |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号 | ○ | | | | | |
| ふくおか証券株式会社 | 金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第5号 | ○ | | | | | |
| 二浪証券株式会社 | 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第6号 | ○ | | | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 丸三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第167号 | ○ | | | | | |
| 丸八証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号 | ○ | | | | | |
| 三木証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号 | ○ | | | | | |

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしておりません。

販売会社

| 販売会社名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融商品取引業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 投資信託協会 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|---------|---------------------|-----------|---------------------|------------------|----|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号 | ○ | | ○ | | | |
| むさし証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号 | ○ | ○ | | | | |
| 明和証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号 | ○ | | | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号 | ○ | | | | | |
| ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号 | ○ | | | | | |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第16号 | ○ | | | ○ | | |
| 株式会社群馬銀行 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第46号 | ○ | | | ○ | | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第578号 | ○ | | | ○ | | |
| 株式会社東京都市銀行 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第37号 | ○ | | | ○ | | |
| 株式会社富山第一銀行 | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号 | ○ | | | | | |
| 株式会社名古屋銀行 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号 | ○ | | | | | |
| 株式会社南都銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第15号 | ○ | | | | | |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第6号 | ○ | | | ○ | | |
| 株式会社福島銀行 | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第18号 | ○ | | | | | |
| 株式会社北都銀行 | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号 | ○ | | | | | |
| 株式会社北國銀行 | 登録金融機関 北陸財務局長（登金）第5号 | ○ | | | ○ | | |
| 株式会社三重銀行 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第11号 | ○ | | | | | |
| 株式会社三井住友銀行 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 株式会社武蔵野銀行 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第38号 | ○ | | | | | ※2 |
| 株式会社もみじ銀行 | 登録金融機関 中国財務局長（登金）第12号 | ○ | | | ○ | | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第141号 | ○ | | | | | ※3 |
| 三井生命保険株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第122号 | ○ | | | | | ※1 |
| あぶくま信用金庫 | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第24号 | | | | | | |
| 飯田信用金庫 | 登録金融機関 関東財務局長（登金）第252号 | | | | | | |
| 石巻信用金庫 | 登録金融機関 東北財務局長（登金）第25号 | | | | | | |
| 磐田信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第26号 | | | | | | |
| 愛媛信用金庫 | 登録金融機関 四国財務局長（登金）第15号 | | | | | | |
| 大垣西濃信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長（登金）第29号 | | | | | | |

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしていません。※2：ネット専用※3：既存のお客様に限ってのお取扱いとなります。

販売会社

| 販売会社名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融商品取引業協会 | 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 一般社団法人 投資信託協会 | 備考 |
|-----------|--------|-----------------|---------------------|-----------|---------------------|------------------|----|
| 大川信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長（登金）第19号 | | | | | |
| 大阪シティ信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第47号 | ○ | | | | |
| 大阪信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第45号 | | | | | |
| 岡崎信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第30号 | ○ | | | | |
| おかやま信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第19号 | ○ | | | | |
| 帯広信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第15号 | | | | | |
| 鹿児島相互信用金庫 | 登録金融機関 | 九州財務局長（登金）第26号 | | | | | |
| 金沢信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長（登金）第15号 | ○ | | | | |
| 亀有信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第149号 | | | | | |
| 観音寺信用金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長（登金）第17号 | | | | | |
| 北伊勢上野信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第34号 | | | | | |
| 北おおさか信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第58号 | | | | | |
| 吉備信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第22号 | | | | | |
| 岐阜信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第35号 | ○ | | | | |
| 京都信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第52号 | ○ | | | | |
| 京都中央信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第53号 | ○ | | | | |
| 京都北都信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第54号 | | | | | |
| 桐生信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第234号 | | | | | |
| 呉信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第25号 | | | | | |
| 神戸信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第56号 | | | | | |
| さがみ信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第191号 | | | | | |
| 札幌信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第19号 | | | | | |
| 静岡信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第38号 | ○ | | | | |
| しのもめ信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第232号 | | | | | |
| 芝信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第158号 | | | | | |
| 城北信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第147号 | ○ | | | | |
| 新庄信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長（登金）第37号 | | | | | |
| 静清信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第43号 | ○ | | | | |
| 西武信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第162号 | ○ | | | | |
| 瀬戸信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第46号 | ○ | | | | |
| 空知信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第21号 | | | | | |
| 大地みらい信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第26号 | | | | | |
| 高崎信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第237号 | | | | | |

販売会社

| 販売会社名 | 登録金融機関 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融商品取引業協会 | 日本一般社団法人 投資顧問業協会 | 金融一般社団法人 先物取引業協会 | 一般社団法人 投資信託協会 | 備考 |
|-----------|--------|-----------------|---------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|----|
| 高松信用金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長（登金）第20号 | | | | | | |
| 玉島信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第30号 | | | | | | |
| 多摩信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第169号 | ○ | | | | | |
| 知多信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第48号 | | | | | | |
| 東京東信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第179号 | ○ | | | | | |
| 東濃信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長（登金）第53号 | ○ | | | | | |
| 長野信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第256号 | ○ | | | | | |
| 奈良信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第71号 | ○ | | | | | |
| 奈良中央信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第72号 | | | | | | |
| 播州信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第76号 | ○ | | | | | |
| 備北信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第43号 | | | | | | |
| 平塚信用金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第196号 | | | | | | |
| 広島信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第44号 | ○ | | | | | |
| 福井信用金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長（登金）第32号 | | | | | | |
| 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長（登金）第24号 | ○ | | | | | |
| 北海信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第32号 | | | | | | |
| 水島信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第48号 | | | | | | |
| 室蘭信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第33号 | | | | | | |
| 盛岡信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長（登金）第54号 | | | | | | |
| 杜の都信用金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長（登金）第39号 | | | | | | |
| 大和信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第88号 | ○ | | | | | |
| 米子信用金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長（登金）第50号 | | | | | | |
| 留萌信用金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第36号 | | | | | | |

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。